

西武フィットネスクラブ

法人会員規約

反社会的勢力との絶縁

西武フィットネスクラブは、暴力団、暴力団関係企業・団体、その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます）に対して毅然とした対応を行い、これらの者の入場および施設利用を一切認めないと共に、反社会的勢力の活動を助長する行動は一切行いません。

株式会社BORECA

(総則)

- 第1条 本会員規約（以下「本規約」といいます。）は、西武フィットネスクラブ（以下「当クラブ」といいます。）の法人会員制度（以下「法人会員制度」といいます。）の利用について、定めるものとします。
- 2 当クラブは、これを利用する法人会員の従業員・構成員・職員・加入者およびその家族が当クラブの利用を通じてその心身の健康維持および増進ならびにコミュニケーション作りを図ることができることを目的として運営するものとします。
 - 3 株式会社BORECA（以下「当社」といいます。）は、当クラブの施設の運営・管理を行います。

(対象施設)

- 第2条 法人会員の従業員・構成員・職員・加入者およびその家族が利用できる当クラブの対象施設（以下「当施設」といいます。）については、別紙規約細則（以下「規約細則」といいます。）に定めるとおりとします。

(入会手続き等)

- 第3条 法人会員制度の利用を希望する法人（以下「入会法人」という。）は、本規約および当施設に関する会員規約（以下「会員規約等」といいます。）を遵守することに同意し、入会を申し込むものとします。
- 2 入会法人は、その従業員・構成員・職員・加入者およびその家族の福利厚生を目的としてのみ、法人会員制度を利用することができ、営利目的で利用することはできません。
 - 3 入会法人は、入会手続きに際して規約細則に定める会員種別を選択し、所定の入会申込書等を記入するものとします。
 - 4 入会法人は、入会手続きに際し、規約細則に従って入会金を当社に支払うものとします。なお、当該入会金について、当社は、理由の如何を問わず返還いたしません。

(施設利用者)

- 第4条 法人会員の従業員・構成員・職員・加入者およびその家族のうち、当社が別途定める基準を満たし、所定の手続きを終了した者（以下「施設利用者」といいます。）に限り当施設を利用することができます。
- 2 法人会員は、施設利用者に対し、会員規約等を遵守させ、当クラブの円滑な運営を妨げないよう努めるものとします。
 - 3 当社は、施設利用者が会員規約等に違反したときには、施設利用者の当施設の入場・利用を拒み、または利用の登録を取り消すことができます。
 - 4 当社は、故意または重過失による事由を除き、施設利用者が当施設利用中に被った損

害について、一切の責任を負いません。

- 5 法人会員は、施設利用者の責めに帰すべき事由により、当社または第三者に損害が発生したときには、施設利用者と連帯して、その損害を賠償するものとします。
- 6 法人会員は、施設利用者の責めに帰すべき事由により、施設利用者と第三者との間で紛争が生じたときには、法人会員および施設利用者の責任と負担において、これを解決しなければならず、当クラブおよび当社に一切迷惑をかけないものとします。

(利用資格の喪失)

第5条 施設利用者は、次の各号の一つに該当したときには、その利用資格（以下「施設利用資格」といいます。）を喪失するものとします。

- (1) 法人会員資格の有効期間が終了したとき
- (2) 自己の都合により利用登録を取り消したとき
- (3) 第4条第3項に基づき利用登録を取り消されたとき
- (4) 死亡したとき

(利用料金)

第6条 法人会員および施設利用者は、規約細則に従って利用料金を当社に支払うものとします。

(秘密保持義務)

第7条 法人会員は、当社について知り得た秘密情報（文書、口頭、磁気ディスク、その他媒体等の伝達手段を問わず、経営上、営業上、技術上その他一切の有用な情報および個人情報を含む、以下「秘密情報」といいます。）を法令に基づき官公庁から開示の要請を受けた場合（この場合であっても開示する情報は、必要最小限とします。）を除き、当社の事前の書面による承諾なしに第三者に開示・漏洩しないものとします。ただし、次の各号の一に該当するもの（個人情報を除きます。）は、秘密情報から除外します。

- (1) 知り得た時点で、既に自己が保有していたもの
- (2) 知り得た以前に、既に公知または公用となっていたもの
- (3) 知り得た後に、自己の責めによらずに公知または公用となったもの
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手したもの
- (5) 本規約により知り得た情報によらず、独自に開発したもの

- 2 前項の規定は、法人会員資格の喪失後も有効に継続するものとします。

(反社会的勢力の排除)

第8条 法人会員は、法人会員である期間中、反社会的勢力ではないこと、または反社会的勢

力の支配・影響を受けていないこと、および自己の施設利用者、役員（取締役、執行役、業務を執行する社員またはこれらに準ずる者をいいます。）、従業員、施設利用者および関係者等が反社会的勢力の構成員またはその関係者でないことを表明・保証したうえで、入会するものとします。

- 2 当社は、法人会員が前項の表明・保証に違反したと認められるときには、入会をお断りし、またはすでに付与した会員資格を何らの通知・催告その他の手続きを要せずに、直ちに取り消すことができます。
- 3 法人会員は、刺青・タトゥ（シール類を含み、以下「刺青等」という。）をした者を施設利用者とすることはできません。また、施設利用者に刺青等をさせてはならないものとします。なお、当社は、施設利用者が刺青等をしているときには、施設利用者の当施設の入場・利用を拒み、または利用の登録を取り消すことができます。

（窓口責任者の設置）

第9条 法人会員は、法人会員制度の履行にかかる情報伝達、当施設の利用方法の授受にかかる問い合わせ、要望等に速やかに対応するため、当クラブの窓口責任者（以下「窓口責任者」といいます。）を設置し、書面により当社に通知します。なお、窓口責任者に変更のある場合も同様とします。

（利用実績の報告）

- 第10条 当社は、法人会員からの求めに応じて、施設利用者に係る当施設の利用実績を月毎に集計し（毎月末日締め）、翌月末日までに法人会員に報告します。
- 2 法人会員は、施設利用者に対し、当社が施設利用者の利用実績を資料として取得することについて予め通知し、施設利用者からその了承を得ておくものとします。

（有効期間）

- 第11条 法人会員資格の有効期間は、入会手続完了日の属する月の翌月1日（入会手続完了日が1日である場合には、当月1日とします。）から同年度の3月31日までとします。
- 2 法人会員が前項の有効期間満了日の2か月前までに更新をしない旨の意思表示をしないときには、法人会員資格は、新たに1年間更新し、以後も同様とします。

（会員種別変更・中途退会）

- 第12条 法人会員は、法人会員資格の更新時を除き、その会員種別を変更することができません。
- 2 法人会員は、法人会員資格の更新時に法人会員種別を変更するときには、有効期間満了日の2か月前までに当クラブ窓口責任者を通じて所定の手続きをとるものとします。

(中途退会)

第13条 法人会員は、法人会員資格の有効期間の途中で退会を希望するときには、希望する退会月の2か月前までに当クラブ窓口責任者を通じて所定の手続きをとるものとします。

(損害賠償)

第14条 施設利用者が会員規約等に違反して、または故意もしくは過失により、当社に損害を与えたときには、法人会員は、当社に対し、これらの損害の全てを当該施設利用者と連帯して賠償しなければなりません。

(法人会員資格の取消)

第15条 当社は、法人会員が次の各号の一つに該当したときには、何らの通告・催告をすることなく、その法人の会員資格を直ちに取り消すことができます。

- (1) 本規約の各条項の一に違反したとき
- (2) 手形・小切手が不渡りとなったとき、または支払停止状態に陥ったとき
- (3) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続又は特別清算手続開始の申立てがあったとき、または任意整理を開始したとき
- (4) 差押え、仮差押え、仮処分もしくは競売の申立てを受け、または租税滞納処分を受けたとき
- (5) 解散したとき
- (6) 営業停止、営業取消し等の公権力の処分を受けたとき
- (7) 不信行為等により法人会員と当社との間の信頼関係が破壊されたと認めざるを得ない事由が生じたとき
- (8) 当社が法人会員資格の付与につき、不相当であると判断したとき

2 法人会員が前項各号の一に該当したときには、法人会員は、期限の利益を喪失し、当社に対して有する債務の全額を直ちに支払うものとします。

(会員資格の譲渡禁止)

第16条 法人会員は、当社の法人会員資格の全部または一部を第三者に譲渡し、承継させ、または担保に供することはできません。

(解散)

第17条 次の各号の一つに該当する場合には、当クラブは、解散し、本規約に基づく契約を解除することができます。

- (1) 法令の制定改廃または行政指導により当クラブの利用が不可能となったとき
- (2) 災害その他により当施設の被害が大きくその開場が不可能となったとき
- (3) 著しい社会情勢の変化その他やむを得ない事由が発生したとき

- 2 前項の事由により当クラブが解散する場合には、災害等やむを得ないときを除き、3か月前までに告知するものとします。

(付則)

- 第18条 本規約に定めのない事項が生じたときは、当社が最良と判断した方法で処理するものとし、法人会員は、これに従うものとします。
- 2 法人会員制度に関して、法人会員、施設利用者または当社との間に紛争が生じたときには、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
 - 3 当社は、必要に応じて本規約およびこれに付随する細則等本施設にかかる規則（以下「本規約等」といいます。）の改正・変更をすることができます。この場合、当社は、本規約等を改正する旨及び改正後の本規約等の内容、改正の効力発生日を会員に告知するものとし、改正の効力は、効力発生日以後、全ての法人会員等に及ぶものとします。
 - 4 前項の告知方法については、当社施設内の所定の掲示場所への掲示、ホームページへの掲載等の方法によるものとします。ただし、月会費等料金を増額する場合（消費税率の変更に基づくものを除く。）には、登録済みの住所に別途郵送するものとします。

本規約は、2026年4月1日から発効します。

2026年4月1日制定

1. 総則

(1) 対象施設

本規約第2条に定める対象施設については、次のとおりとします。

① 対象施設：西武フィットネスクラブ高田馬場

所在地：東京都新宿区高田馬場一丁目35番3号

② 対象施設：西武フィットネスクラブ所沢

所在地：埼玉県所沢市くすのき台一丁目11番地の2 西武第二ビル

(2) 支払方法

法人会員および施設利用者に係る料金等の支払方法については、規約細則第2項および第3項によるものとします。

2. コーポレート法人会員について

(1) コーポレート法人会員とは

コーポレート法人会員とは、法人会員および施設利用者が当社にそれぞれお支払いいただく年会費と月会費について次項の組み合わせ（コーポレートⅠ～Ⅲ）の中から自由に選択することができる会員形態をいいます。なお、施設利用者は、登録施設の利用にあたり一般の会員と同様に利用することができ、当該施設の会員規約に従うものとします。

(2) 会員種別・入会金および年会費の支払期日および支払方法

コーポレート法人会員は、次表に定める入会金および年会費を当社に支払うものとします。なお、入会金については、入会を希望される月の前月末日、年会費については、初回は入会を希望される月の前月末日、更新時は法人会員資格の有効期間満了日を支払期日とし、当クラブのフロントにて現金またはクレジットカードにより一括で支払うものとします。

会員種別	入会金 (税抜き)	年会費 (税抜き)
コーポレートⅠ	100,000円	60,000円
コーポレートⅡ		120,000円
コーポレートⅢ		240,000円

(3) 登録手数料・月会費（施設利用者1人あたりの負担額）・支払期日および支払方法

コーポレート法人会員の施設利用者は、入会時に、次表に定める登録手数料および1か

月分の月会費を、入会を希望される月の前月末日までに、当社に現金またはクレジットカードで支払うものとします。また、2か月目以降の月会費の支払いについては、次の二通りから選択するものとします。

- ① あらかじめ当社へ届け出たクレジットカードにより、毎月20日に当月分の月会費を支払い。
- ② 当クラブのフロントにて、現金またはクレジットカードにより、毎月最終営業日までに翌月分の月会費を一括で支払い。

対象施設	会員種別	月会費 (税抜き)	利用の範囲
西武フィットネスクラブ 高田馬場	コーポレートⅠ	10,800円	利用日：全営業日 利用時間：全営業時間
	コーポレートⅡ	10,200円	
	コーポレートⅢ	9,600円	
西武フィットネスクラブ 所沢	コーポレートⅠ	9,450円	利用日：全営業日 利用時間：全営業時間
	コーポレートⅡ	8,925円	
	コーポレートⅢ	8,400円	

なお、登録手数料は、各施設および各会員種別一律で5,000円（税抜き）とします。

(4) 利用方法

- ①コーポレート法人会員の従業員・構成員・職員・加入者およびその家族は、登録を希望する施設へ来場し、所定の手続きをとることにより、施設利用者として当クラブを利用することができます。ただし、施設利用者が所属する法人会員が本規約第12条に基づく退会手続きを完了したときには、新規に登録することはできません。
- ②施設利用者は、当社から貸与された会員証を大切に扱うものとします。
- ③施設利用者は、入館時に会員証を提示することにより当施設を利用することができます。
- ④施設利用者は、施設利用者の条件を満たしていることの証明として、登録時および当社が提示を求めたときに、法人会員が発行する自己の施設利用者であることの証明書を当社に提示するものとします。

(5) 中途入会

入会法人は、年度（当年4月1日から翌年3月31日までの期間をいいます。）の途中からコーポレート法人会員として入会することを希望する場合、入会を希望される月の前月末日に、法人会員資格の有効期間相当の年会費を月割りで支払うものとします。

(6) 中途退会

コーポレート法人会員が所定の手続きにより中途退会を申し出た場合、当社は、法人会員資格の有効期間相当の年会費を月割りで返金します。

3. チケット法人会員について

(1) チケット法人会員とは

チケット法人会員とは、会員種別に応じて当社が当該会員に交付する当施設の利用チケット（以下「法人チケット」といいます。）を当社にご提出いただいた方（以下「チケット利用者」といいます。）に対して当クラブの利用を認める会員形態をいいます。

(2) 会員種別・入会金・月会費・支払期日および支払方法

チケット法人会員は、入会時に、次表に定める入会金および1か月分の月会費を当社に現金またはクレジットカードで支払うものとします。また、2か月目以降の月会費の支払いについては、次の三通りから選択するものとします。

- ① あらかじめ当社へ届け出たクレジットカードにより、毎月20日に当月分の月会費を支払い。
- ② 当クラブのフロントにて、現金またはクレジットカードにより、毎月最終営業日までに翌月分の月会費を一括で支払い。
- ③ 当社からの書面による請求にて、請求書受領日の属する月の翌月末日までに支払い。

会員種別	入会金 (税抜き)	チケット枚数 (月間)	月会費 (税抜き)
チケット 10	100,000 円	10 枚	15,000 円
チケット 20		20 枚	30,000 円
チケット 30		30 枚	45,000 円

なお、追加法人チケットは、10枚につき15,000円（税抜き）とします。

(3) 利用方法

- ① チケット法人会員は、善良な管理者の注意をもって、法人チケットを管理するものとします。
- ② チケット利用者は、当施設のフロントへ1回1人法人チケット1枚を提出することにより当クラブを利用することができます。
- ③ チケット法人会員は、法人チケットをチケット（金券）ショップ等へ転売しないものとし、かつ、チケット利用者に対して法人チケットを転売しないよう周知するものとします。

なお、施設利用者は、所属するコーポレート法人会員がチケット法人会員へ会員種別を変更した場合には、コーポレート法人会員の有効期間満了後直ちに当施設の会員規則に則った脱退手続きをとるものとします。なお、所定期間経過後においてもコーポレート法人会員の施設利用者が脱退手続きを取らない場合には、当社は、施設利用者に対して事前に通知の上、当施設における会員制度から当該施設利用者を脱退させることができます。

以上